

議案第58号

入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和3年8月31日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

第4条第2項ただし書及び第3項ただし書中「第19条第7号及び第8号」を「第19条第8号及び第9号」に改める。

第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。